

巻 頭 言

平成18年度センター長会会報第47号をここにお届けいたします。平成18年度全国精神保健福祉センター研究協議会は平成18年10月23日、24日の2日間、富山県富山市において、富山県心の健康センター（數川 悟 所長）の主催で、開催されました。本号には、研究協議会報告を中心に、会議報告、調査研究報告などをまとめましたので、会員の皆様にご報告いたします。また、研究協議会報告は全国の精神保健福祉センターのup-to-dateな報告となっています。関係者の皆様の忌憚のないご意見やご示唆をお願いいたします。

さて、平成18年4月、様々な課題を指摘されながらも、障害者自立支援法が施行されました。準備期間が極めて短期間であったため、「自立支援医療（精神通院）」を担当する精神保健福祉センターでは、準備とその後の対応に追われる日々が続いたと言っても過言ではありません。

また、平成18年10月からは「障害福祉サービス」の新体系がスタートしましたが、障害程度区分の認定において、二次判定において約半数が区分変更されるなど、現行の調査票では精神障害者の生活のしづらさが適正に反映されにくいことが明らかとなり、検討課題となっています。合わせて、精神保健福祉法改正が施行され、特定医師による医療保護入院等や、手帳に写真が貼付されることとなりました。今後は、写真貼付による交通機関等における手帳サービスの拡充が求められています。

障害者自立支援法では自立支援医療及び福祉サービスの利用に際し10%の定率負担が求められ、社会復帰施設等は5年以内に新制度に移行するとされています。しかし、これらは当事者や家族が最も不安を感じているところであり、平成18年度補正予算において「円滑施行特別対策」が急遽実施されることとなり、福祉サービス利用者負担上限額の引き下げと、事業者に対する激変緩和措置がとられることとなりました。

法施行後1年も経ないうちにこのような対策がとられたことは、施行前から言われていた危惧が現実のものとなったと言えるのではないかと考えます。障害者自立支援法については、引き続き施行後の影響を評価し、その結果に基づいて適切な対応が図られなければならないと思います。今後、精神障害者の自立と社会参加が一層推進されるよう、国、都道府県、市町村、精神保健福祉関係機関等それぞれの役割が求められていると思います。

一方、自殺予防対策も新たな課題となっています。昨年6月には、自殺対策基本法が成立し、自殺対策を社会的な取り組みとして実施することが定められ、自殺対策連絡協議会の設置が進められてきました。まもなく自殺総合対策大綱が策定され、様々な施策が推進されることになるのではないかと思います。自殺予防は精神保健福祉領域のみの問題ではありませんが、精神保健福祉センターとしても一定の役割を担っていくことが求められていると考えます。

平成18年度の当会の事業としては、研究協議会の開催に加えて、厚生労働省自立支援医療制度運営調査検討会や自殺予防総合対策センターの開催する「自殺対策ネットワーク協議会」に参加いたしました。また、精神障害者保健福祉手帳の判定業務について、当会として一定の標準化をめざすために、平成16-17年度に実施した厚生労働科学研究に引き続き、当会の調査研究として「精神障害者保健福祉手帳判定のあり方に関する研究」（研究代表 白澤英勝 宮城県精神保健福祉センター所長）に取り組

むとともに、三つの厚生労働科学研究分担研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」「精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究」「自立支援医療の適正な給付に関する研究」と四つの協力研究に取り組みました。

障害者自立支援法施行、精神保健福祉法改正、自殺対策基本法の成立に加え、ひきこもり対策、思春期対策、災害・事故・犯罪等のこころのケアなど精神保健福祉センターに求められる役割はたいへん多岐にわたっています。これらのニーズに着実に応えていくためには、精神保健福祉センターの機能強化もきわめて重要な課題であると考えています。今後も、地域における精神保健福祉の充実を図ることで、精神保健並びに精神障害者福祉の向上に一層取り組んでまいりたいと考えていますので、会員の皆様にご協力をお願いするとともに、都道府県民、市民、関係諸機関、関係諸団体の皆様方の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げまして、巻頭言とさせていただきます。

平成19年6月

全国精神保健福祉センター長会会長
山下俊幸